

令和5年度 札幌市社会福祉審議会 総会

会 議 録

日 時：令和5年11月13日（月）14時00分～16時00分

会 場：北海道経済センター8階Aホール

1 開会

○事務局（足立総務課長）

皆さま、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度札幌市社会福祉審議会総会を開会いたします。

私は、札幌市保健福祉局総務課長の足立と申します。議題の1つ目にあります【委員長を選出】までの間、進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

今年は審議会委員の任期満了に伴う一斉改選の年に当たります。委員の皆様方には、3年間の任期をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

はじめに、保健福祉局長の栗崎からご挨拶申し上げます。

2 栗崎保健福祉局長あいさつ

○栗崎保健福祉局長

保健福祉局長の栗崎でございます。本日は、ご多忙の中、また、大変お寒い中、社会福祉審議会総会にご出席を賜りまして本当にありがとうございます。また、日頃から、札幌市政、とりわけ保健福祉行政にお力添えを賜りまして、心から感謝申し上げます。

札幌市全体の動きを少しでもご紹介させていただきます。昨年から今年にかけて、札幌市のまちづくりの方針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を策定したところです。このまちづくり戦略ビジョンの中には、三つの大きな柱を定めておりまして、一つ目が「ユニバーサル」いわゆる「共生」です。二つ目が「ウェルネス」、健康です。三つ目が「スマート」、快適・先端的という意味を込めています。この三つを柱として定めておりますけれど、このうち、「ウェルネス」については、「誰もが生涯現役で、学び、自分らしく活躍できる社会の実現」を目指しております。「ユニバーサル（共生）」は、「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会の実現」を目指すものであります。

いずれも、この社会福祉審議会が関わる保健福祉分野の取組が、大変重要となるテーマだと考えております。そういった意味でも、委員の皆様からのお力添えを必要としておりますので、今後も、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、次第にありますとおり、「令和4年度社会福祉審議会分科会の開催状況」の他、現在改定作業を進めている「地域福祉社会計画」「高齢者支援計画」「障がい者プラン」、さらには、仮称ではありますが、制定を目指している「共生社会推進条例」についてもご報告させていただきます。委員の皆さまには、是非、忌憚のないご意見を賜りたく存じますので、よろしくお願い申し上げます。

結びに、委員の皆さまの今後ますますのご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、開催にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（足立総務課長）

つづきまして、委員の皆さまのご紹介に移らせていただきます。お手元の資料、上から3枚目に名簿がございますので、ご覧ください。浅香委員から、お席の順にお名前を読み上げさせていただきますので、呼ばれた方は、恐れ入りますがその場にご起立をお願いいたします。

（順番に委員を紹介）

3 本市職員紹介

○事務局（足立総務課長）

つづきまして、保健福祉局長の栗崎のほか、本日出席しております本市職員を紹介いたします。

（出席者の紹介）

4 事務連絡

○事務局（足立総務課長）

それでは、議事に入る前に、本日の審議会は、委員34名のうち23名のご出席をいただいております。出席者が過半数に達しておりますことから、札幌市社会福祉審議会条例第5条第3項の規定により、本審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元にある資料をご確認ください。

『会議次第』、『座席表』、『委員名簿』

参考1 『札幌市社会福祉審議会条例』

参考2 『札幌市社会福祉審議会運営規程』

資料1 『札幌市社会福祉審議会 所属分科会（事務局案）』

資料2 『札幌市社会福祉審議会 専門分科会長等（事務局案）』

資料3 『令和4年度分科会の活動実績について』

資料4 『札幌市地域福祉社会計画2024（案）の概要』

資料5 『札幌市高齢者支援計画2024（案）について（概要）』

資料6 『さっぽろ障がい者プラン2024概要（案）』

資料7 『（仮称）共生社会推進条例の制定について』

の12点でございます。全ての資料がお手元にお揃いでしょうか。

議事につきましては、「会議次第」をご覧ください。本日は、「委員長、副委員長の選出」「委員所属分科会の決定」「各分科会長、副分科会長、部会長の選出」についてご審議頂きます。

続いて、令和4年度における各専門分科会の開催状況、今年度中に策定いたします3つの計画のご報告をさせていただきます。

最後に、まちづくり政策局のユニバーサル推進室という部署が中心となって検討を始めました「（仮称）共生社会推進条例の制定」につきまして、福祉分野との関わりが深いことから、ユニバーサル推進室より、この場を借りてご報告をさせていただきます。

5 議題等（1） 委員長及び副委員長の選出について

○事務局（足立総務課長）

それでは、議題の1つ目であります、委員長と副委員長を選出したいと存じます。委員長につきましては、委員の方の互選により選出することとなっておりますが、ご異議がなければ事務局から候補者を推薦させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○事務局（足立総務課長）

それでは、事務局から、前副委員長であります池田委員を推薦させていただきます。皆様よろしいでしょうか。

(承認の拍手)

○事務局（足立総務課長）

ありがとうございます。ご異議が無いようでございますので、委員長は池田委員に決定させていただきます。池田委員長、委員長席にご着席をお願いいたします。

○池田委員長

ご指名いただきました池田です。委員に就任している期間は長いですが、こういった立場は慣れていないので、ご協力をお願いします。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（足立総務課長）

次に、副委員長につきましては、委員長の指名で決定することとなっておりますので、池田委員長に、副委員長を指名させていただきます。

○池田委員長

副委員長は、前副委員長の福迫委員と、本日は都合がつかず欠席されていますが、事務局から事前にご意向を確認しておりますので、長江委員にお願いしたいと思っております。

○事務局（足立総務課長）

福迫委員、どうぞよろしく願いいたします。副委員長席にご着席をお願いいたします。

それでは、委員長、副委員長が決定しましたので、今後の進行を池田委員長にお願いいたします。

6 議題等（2） 委員の所属分科会の決定について

○池田委員長

それでは、次第に従いまして、進行させていただきます。

次に、議題2の本審議会に設置された各分科会の所属委員の指名についてお諮りいたします。

本審議会には、「身体障害者福祉」「高齢者福祉」「低所得者福祉」「地域福祉活動」「民生委員審査」「社会福祉施設等整備審査」の6つの専門分科会が設置されており、委員の皆さまにはいずれかの専門分科会に所属していただくことになります。また、身体障害者福祉専門分科会には、身体障害者の障害の程度等の審査に関わる調査審議のため「審査部会」が設置されております。

各専門分科会の所属委員につきましては、社会福祉法施行令第2条第1項及び第3条第2項並びに札幌市社会福祉審議会条例第6条第1項の規定によりまして、委員長の指名事項となっております。

そこで、事務局から案をお示しいただき、私の指名に代えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○橋本委員

質問してもよろしいでしょうか。事務局はどのような考えで振り分けをされたのかご説明をお願いします。

○事務局（足立総務課長）

各委員の所属する分科会の決定にあたっての基本的な考え方ですが、これまでも、各委員がご活躍されていらっしゃる専門的な分野に近い領域の分科会に所属いただくように考えております。

今回の改選にあたりまして、同様の考え方に立ち、再任の委員の方々は前回と同じ分科会に所属するようにしております。

また、新任の委員の方々につきましては、団体推薦の場合は前任の委員が所属していた分科会に、その他の委員の場合は当該委員の専門分野などを総合的に考慮いたしました。

○橋本委員

ありがとうございます。私は医師会の地域福祉部長を務めておりまして、地域福祉の分科会から外れることについて理解できず、医師会へどのように報告したらよいか

わからないため、考慮していただきたい。

○池田委員長

ありがとうございました。地域福祉分科会の他の方と代わっていただけるか、ということになると思いますが、事務局いかがでしょうか。

○事務局（足立総務課長）

事務局案では、橋本委員は低所得者分科会となっております。事務局案で地域福祉分科会とさせていただいている委員の方で、どなたか交代してもよいという方がもしいらっしゃいましたら、この場で交代ということで整理したいのですが、いかがでしょうか。

（意見なし）

○事務局（足立総務課長）

それでは、この件は保留させていただき、後日調整したうえで、最終的な所属分科会を決定させていただくということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○池田委員長

異論なさそうですので、よろしいですね。ありがとうございました。それでは、改めまして事務局から案についてご説明をお願いします。

○事務局（足立総務課長）

案の考え方については先ほどお伝えしたとおりでございますので、改めまして資料1をご確認いただけますようお願いいたします。

○池田委員長

一部調整事項となりましたが、この案につきましてご意見はございますでしょうか。

(異議なし)

○池田委員長

ご意見等ないようですので、調整事項以外の所属委員につきましては、原案のとおり決定とさせていただきます。

また、橋本委員の地域福祉分科会への所属分科会変更につきましては、後日整理・検討するということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○池田委員長

ありがとうございます。

※後日、調整の結果、橋本委員は事務局案どおり低所得者福祉専門分科会に所属いただくこととなった。

7 議題等 (3) 各専門分科会の分科会長、副分科会長、部会長の選出

○池田委員長

次に、議題3の各専門分科会の分科会長、副分科会長、部会長の選出についてでございます。この選出の考え方について、事務局より説明を求めます。

○事務局（足立総務課長）

ご説明いたします。

各専門分科会会長の選出につきましては、本来的には、札幌市社会福祉審議会条例第6条第2項の規定により、各専門分科会に所属する委員の互選によるものでございます。また、副分科会長については、当該条例第6条第4項により、あらかじめ専門分科会長の指名する委員がその職務を代理するとなっております。さらに身体障害者福祉専門分科会審査部会の部会長につきましては、要綱により部会の委員の互選となっておりますが、今後の各専門分科会の運営をスムーズに行うためにも、特段のご異

議がなければ、慣例により、この総会のお決めでお決めいただけないものかと考え、ご提案させていただきます。

○池田委員長

それでは、事務局からの依頼もあり、また、お忙しい中、皆さまに改めてお集まりいただくのも何かと大変でございましょうから、この場で審議いたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○池田委員長

ご異議がないようですので、この件につきましても、事務局より案についてご説明いただき、審議したいと思います。

○事務局（足立総務課長）

それでは、事務局案について、ご説明いたします。

右上に資料2とあります資料をご覧ください。原則といたしまして、従前の分科会長、副分科会長にご就任をお願いすることといたしましたが、委員の改選や各分科会の活動状況なども踏まえ、新たにお願い申し上げる分科会もございます。

まず、「身体障害者福祉専門分科会」の分科会長に浅香委員、副分科会長につきましては、「審査部会」の部会長が、分科会の副分科会長を兼ねることが慣例となっておりますことから、ともに平野委員。平野委員は本日ご欠席ですが、事前にご説明をしております。

「高齢者福祉専門分科会」の分科会長に田辺委員、副分科会長に大崎委員。

「低所得者福祉専門分科会」の分科会長に鎌田委員、副分科会長に箭原委員。

「地域福祉活動専門分科会」の分科会長に池田委員、副分科会長に忍委員。

「民生委員審査専門分科会」の分科会長に秦委員、副分科会長に深谷委員。

「社会福祉施設等整備審査専門分科会」につきましては、年内もしくは年明けに分科会を開催させていただきたく考えておりますので、その際に分科会長及び副分科会長を決めさせていただければと存じます。

以上が事務局案でございます。

○池田委員長

ただいまの事務局からの案について、何かご意見等がございますでしょうか。

(異議なし)

○池田委員長

それでは、事務局案のとおり決定させていただきます。

8 議題等 (4) 令和4年度社会福祉審議会分科会の開催状況について

○池田委員長

次に「令和4年度社会福祉審議会分科会の開催状況について」担当部から報告を受けます。よろしくお願いいたします。

○加藤総務部長

総務部長の加藤でございます。令和4年度社会福祉審議会分科会の開催状況について、ご報告いたします。

令和4年度は、6つの分科会のうち3つの分科会を開催しております。お手元に配付しております、資料3に基づきまして、それぞれの分科会について順にご説明いたします。

まず、社会福祉施設等整備審査専門分科会についてですが、市内において第一種、第二種社会福祉事業を行う社会福祉施設及び介護老人保健施設の整備計画、事業予定者等の適格性を多角的に審査するものでございます。国庫補助や本市の補助を受けようとする社会福祉施設の創設、増築大規模修繕等の整備計画等を審査対象としてございます。

本分科会の所属委員は各分科会の分科会長で構成をすることとしており、昨年度末時点で、浅香分科会長をはじめとした5名が委員となっております。

本分科会の活動実績ですが、令和4年度は3回開催しております。第1回は、令和4年6月10日に開催し、広域型特別養護老人ホームの大規模修繕について、申請のあ

った1件の計画を補助対象として採択することが適正として審査をいたしました。第2回は、令和4年11月22日に開催し、広域型特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの創設や改築等について、申請のあった9件の計画を補助対象として採択することが適正として審査しました。第3回は、令和5年2月24日に開催し、障害児入所・障がい者支援施設及び障がい者向けのグループホームの創設について、申請のあった3件のうち、2件の計画を補助対象として採択することが適正として審査しました。

私からは以上でございます。

次に、民生委員審査専門分科会につきまして、地域生活支援担当部長の東館よりご説明させていただきます。

○東館地域生活支援担当部長

地域生活支援担当部長の東館でございます。令和4年度民生委員審査専門分科会の開催状況について、報告いたします。

本分科会は、札幌市民生委員推薦会から推薦された、民生委員・児童委員について、市長から諮問を受け、委員として適任か審査し、答申を行っています。

本分科会の所属委員ですが、秦分科会長をはじめとした、計7名の委員で構成しております。

活動実績ですが、令和4年度は一斉改選がございまして、その一斉改選に伴う審査を含めて計3回開しており、市長から諮問された計2,851名について審査いただいております。

次に、身体障害者福祉専門分科会審査部会につきましては、障がい保健福祉部長の成澤よりご説明させていただきます。

○成澤障がい保健福祉部長

身体障害者福祉専門分科会の令和4年度の活動実績についてご報告いたします。なお、令和4年度は審査部会のみが開催されておりますので、これに関しましてご報告いたします。

まず、審議概要ですが、身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定及び身体障害者福祉法施行令第5条第1項に基づく障害程度の審査を行うものであります。身体障害者福祉法第15条に基づく医師とは、身体障害者手帳の申請に必要な診断書・意見書

を記載することができる医師のことであり、その指定には社会福祉審議会の意見を聴くことが同法で義務付けられています。

また、障害程度の審査に関してですが、身体障害者手帳の申請があったものの、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるためには、社会福祉審議会へ諮問することが身体障害者福祉法施行令で義務付けられているほか、身体障害者更生相談所の審査を経て、なお特に医学的専門的判断が必要な場合についても社会福祉審議会へ諮問することとしております。

身体障害者福祉専門分科会の委員は、部会長の平野医師をはじめ、6名の医師で構成されております。なお、歯科医の高橋医師については、令和4年度は審査案件がなく、審議への参加はございませんでした。

続きまして、実際の活動実績についてですが、委員全員が一堂に会することが困難なため、審査部会運営要綱第4条第4項に基づき、書面会議による審査といたしました。したがって、資料の日付は部会長の議決日を記載しております。

8月開催の第1回目の審議結果ですが、医師の指定審査案件126件については、すべて承認いたしました。また、障害程度の審査案件は、12件すべてを非該当と判断いたしました。2月開催の第2回目の審議結果ですが、医師の指定審査案件63件については、すべて承認いたしました。また、障害程度の審査案件は、7件すべてを非該当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○池田委員長

ただいまのご報告に対して、ご意見等ございませんでしょうか。

○橋本委員

今、リハビリテーション科医が徐々に増えており、札幌にもけっこういます。大学にも、北大、札幌医科大学、旭川医科大学にもリハビリテーション科ができています。リハビリテーション科の医師こそ身体障害者を診ることがとても大切だと思うので、是非、リハビリテーション科の医師を障害者福祉専門分科会の中に入れていただきたい。

○成澤部長

ご意見として頂戴いたします。検討等させていただきますのでよろしくお願いたします。ありがとうございます。

○池田委員長

その他、ございますでしょうか。

ないようですので、次に進みます。

9 議題等 (5)

＜札幌市地域福祉社会計画2024（案）＞

○池田委員長

次は、札幌市地域福祉社会計画2024（案）について、事務局から報告を受けます。どうぞよろしくお願いたします。

○東館地域生活支援担当部長

地域生活支援担当部長の東館です。それでは、説明をさせていただきます。

「札幌市地域福祉社会計画2024の概要」と記載されたA3の資料をご覧ください

「第1章 計画の策定にあたって」をご覧ください。「1 計画の位置づけ」にありますとおり、本計画は社会福祉法に定める市町村の地域福祉計画にあたるものであり、札幌市まちづくり戦略ビジョンの方向性を踏まえた、本市の地域福祉分野の個別計画です。

計画の中には、高齢者や障がい者の計画における地域福祉分野に係る個別施策を盛り込み、それらと連携調和を図ることで、地域福祉力の一層の向上を目指してまいります。

また、2021年度に単独計画として策定していた権利擁護支援のための札幌市成年後見制度利用促進基本計画がございますが、地域共生社会の実現を目指す理念が、本計画と共通することがございますことから、今回、成年後見制度の基本計画を本計画に統合いたします。なお、計画期間は2024年度から2029年度までの6年間です。

つづきまして、「第2章 計画策定の背景」をご覧ください。

国においては、社会福祉法の改正が行われ、包括的な支援体制の整備が市町村の努

力義務となるとともに、地域福祉の推進が、地域共生社会の実現を目指すものとして明確化されました。

次に、「2 現計画の振り返り」です。現計画については、新型コロナウイルス感染症によって進捗に影響のあった施策や取組なども多くみられました。今後は停滞を余儀なくされた地域福祉活動を取り戻すための取組が求められます。

「3 札幌市の地域福祉分野における現状と課題」につきましては、こちらに記載の5点、地域で支援を必要とする方の増加、社会から孤立する世帯の増加、地域福祉活動の担い手不足、地域福祉活動の認知度の低下、複合的な課題・制度の狭間等の課題を抱えた世帯の増加・顕在化、これらを課題として挙げております。以上を踏まえまして、下の囲み部分に記載がございますように、計画策定にあたりまして大きく2点記載しております。1点目が、課題を抱える世帯が支援の手から漏れることがないよう、多様な主体の連携強化すること、2点目が、地域福祉活動の認知度上昇や担い手確保に向けた人材確保と広報活動の強化すること、これらにポイントを置くことが求められていると考えます。

次に、「第3章 計画の理念・目標と体系」をご覧ください。

「1 目指すべき地域福祉の方向性」については大きく3点を挙げております。1点目が、社会福祉法で明確化された地域共生社会の実現を目指すこと。2点目が、住民に身近な圏域で新型コロナウイルス感染症により停滞を余儀なくされた地域福祉活動のリスタート等を支援していくこと、3点目が、市区圏域で関係機関や住民主体の組織との連携による支援体制を目指すこととしております。

次に、「2 計画の基本理念・基本目標」です。本計画における基本理念は、地域共生社会が実現したまちの姿をわかりやすく示す表現として、「互いに関心を持ち、支え合い、つながり合って、みんなで創る安心して暮らし続けられるまち」といたしました。この基本理念のもと、下に記載の3つの基本目標と7つの施策を定めていまして、基本目標の3つ目には、複合化する地域の福祉課題に対応するため「様々な主体の連携による地域福祉の推進」を設定しております。

次に「第4章 施策の展開」をご覧ください。こちらは7つの施策毎に、それぞれの施策の方向性と、新規やレベルアップの事業、その他、主な取組を抜粋したものを掲載しております。また、先ほど申し上げた今回の計画のポイントの1つとなる、地域福祉活動の認知度上昇や担い手確保に向けた人材確保・広報活動の強化に係る取組に

つきましては、【人・広】という表記をしています。

まず、施策1は「福祉のまち推進事業による地域福祉活動への支援」です。福まち活動で把握された地域課題解決のための調整役の育成や、新たな担い手確保のための若年層の参加促進や広報策の検討を行ってまいります。主な取組としては、新たな担い手確保につながるよう、子育て世代や子どもが参加しやすい活動の強化や、福まち活動を周知する効果的な広報の手法等を検討・実施してまいります。

施策2は「住民等による地域福祉活動の推進」です。主な取組として、事業者等による見守り事業や福祉除雪事業等における活動者確保のための広報や事業PRの強化、民生委員・児童委員の担い手確保のための活動の負担軽減策や広報の強化に取り組んでまいります。

施策3は「支え合いながら地域で生活するための環境整備」です。主な取組として、小規模店舗や医療施設などの民間公的施設へのバリアフリー改修費用補助の他、災害危険区域に居住する重度の要介護者や障がいのある方を対象とした、個別避難計画の作成や、胆振東部地震の経験等を踏まえた「災害医療体制の充実・強化」などに取り組んでまいります。

施策4は「地域で生活するためのサービスや相談体制の充実」です。主な取組として、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所の相談体制の強化や職員の処遇改善、自殺総合対策事業における若年層の自殺防止対策強化、ひきこもり対策推進事業における相談体制の強化を目指した取組や、利用者のニーズ把握に向けた取組などを進めてまいります。

また、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所等の相談支援機関同士の連携を深めて、事例検討や合同出張相談会などを実施する他、複合的な課題に対応するためにモデルとなる区役所に設置した支援調整課による組織横断的な対応の取組を進めてまいります。

施策5は「権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進」です。成年後見制度利用促進に向けた普及啓発の推進をはじめとし、関係機関同士の顔の見える関係性の構築や、市民後見人に対する適切なサポート体制の構築による活躍の機会の創出などに取り組んでまいります。

施策6は「生活困窮者への支援体制の充実」です。生活困窮者の自立へ向けた支援体制を構築し、相談支援機関における支援プラン策定等の支援を進めます。また、家

計改善支援事業における家計管理に関する相談やアドバイスなどを通じた生活困窮者の生活再生などにも取り組んでいきます。

施策7は「地域福祉推進のための連携の取組」です。こちらは施策1から施策6までに盛り込んだ取組の中から、相談支援機関同士の連携や、区の支援調整課による組織横断的な対応の取組といった、今回の計画のポイントの1つとなる多様な主体の連携による取組を再掲として盛り込んでおります。

最後に「第5章 計画の推進」をご覧ください。こちらには、計画を推進していくための体制、進行管理・評価と成果指標が記載されています。成果指標につきましては、施策ごとに合計9つの成果指標を設定しており、これに基づき進捗を検証してまいります。

説明は以上でございます。

○林(美)委員

施策7の成果指標が既に100%を達しています。既に目標を達しているものについて、目標年度までに100%を目指すという形はあまり見たことがないのですが、別の指標を選び直すといった議論にはならなかったのでしょうか。

○東館地域生活支援担当部長

先ほど申し上げましたが、モデル的に行っている区の支援調整課の取組となっておりまして、色々と複合的な課題を抱えるケースについて、区役所の保健福祉部の各セクションが連携してどう対応していくか検討し、モデル的に対応を進めているところです。

基本的に、その対象となる事案については漏れなく支援調整のフレームの中で検討・議論していくということをしっかり継続していくという意味です。仰るとおり、基準年も100%、目標年も100%になりますが、「漏れなくやっぺいこう」ということで、こういった形で示させていただきました。

○林(美)委員

他の色々な委員会で同じように指標を決める際、進捗が既に目標に達しているものは横において、今から取り組みたいというものを選んでいくものですから、非常に疑

問に思いましたが、今のご説明がお答えということですので、理解をいたしました。

○橋本委員

私は札幌市高齢者支援計画2024の検討委員会の委員になっており、その検討資料の中で気になったデータがありました。「地域づくり活動の企画・運営意欲がある高齢者」の割合が令和1年時点で42.7%、令和4年では35%と減ってはいますが、高齢者の35%の人たちが地域で主体的な何らかの活動をしたいということはすごく大きいことだと思っています。できれば、そういう人たちが積極的に活動できるような形を作り、その人たちを支える側には是非もって行ってほしいと考えています。施策2に、地域活動に参加したことがある市民割合とありますが、参加するだけではなく、生き生きと楽しく参加活動できたら良いのではないのでしょうか。単なる参加ではダメだと思います。参加したあと、次はもっと働きたい、さらにもっと意欲を持ちたいとなるような形態にもって行ってほしいです。そうしないと支え手としては続かないです。1回か2回参加して終わりでは続かないです。これから超高齢社会になっていきますので、地域で支え合うことがとても大切で、それには市民の強い力が必要です。そこをしっかりと市で受け止めてほしい。地域で活動したいという人たちが35%もいる。その人たちの生きがいを作りながら是非有効活用して行ってあげてほしいです。

ボランティアも少しずつ増えていると思います。コロナ前は、私の病院で介護予防センターに協力しており、自主サークルを作る場合に場所貸しなどの協力をしていました。しかし、自主サークルの活動がなかなか続かないと聞いています。自主サークルのリーダーが上手い具合に育っていないことに原因があると考えます。できればそのリーダーづくりを是非やってほしいです。せっかく自主サークルができて、リーダーがいなくて長く続かないような形だと、介護予防センターで毎年6チーム程度作っているはずですが、それを上手く活用できていないことになります。ボランティアの取組を上手く進めるためには、ボランティアの向上心を刺激してさらに上を目指すことができるようなシステムが必要なことだと思います。是非、そのあたりもやってほしいと思います。

○東館地域生活支援担当部長

貴重なご意見ありがとうございます。仰ったとおり、活動に参加していただく方が

それだけで終わるのではなく、継続してやっていただくことは非常に大事なことだと思いますので、関係部局も協力して、仰っていただいたことに少しでも近づけていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○大崎委員

成年後見の関係でご説明いただきました。成年後見の基本計画は、今年度からは地域福祉社会計画に統合されるということですが、具体的に何か違いが生じるのでしょうか。また、施策5に関して、地域連携ネットワークづくりに向けた取組と、後見人となる人材の確保・育成支援を行っていくというご説明をいただきましたが、具体的に何をいつまでにやるのかご説明いただいてもよろしいでしょうか。

○東館地域生活支援担当部長

計画を統合する件につきましては、統合することで何か計画のフレームが変わるということではありません。統合した趣旨としては、権利擁護の部分も地域福祉全体と同じように、国の地域共生社会を目指していくというその理念が、権利擁護も含めて共通するだろうということで、今回、別々の計画になっていたものを改定に合わせて一体化するものです。

個別の取組についてご説明します。関係機関同士の顔が見える関係性の構築につきましては、計画本書に記載のとおり、昨年3月に成年後見推進センターを中核機関として設置し、現在、成年後見制度の普及啓発相談というものをスタートしたところです。さらに、成年後見推進センターが中心となり、関係機関同士の関係性づくりとして協議会を設置しております。この計画で新たに目指そうとしていることは、より地域の身近なところで法律の専門家や福祉の関係の方、成年後見の制度を必要とされるご本人をサポートする周りの関係の方々が、より身近なところで日頃から顔の見える関係性を作っていただき、いざ、支援が必要だとなった方について、速やかにそういった支援を、手を差し伸べられるようにということで、きめ細やかな関係性の構築を進めていく、ということになります。「いつまでにどこまでやる」ということは進めながら考えていくしかありませんが、少しずつそういったきめ細やか体制を作っていきたいと考えております。

市民後見人に対するサポート体制についてです。養成講座で市民後見として登録し

いただいている方は一定数いますが、実際に後見人として活躍していただくまでに至らないケースが多いです。そこには何らかの支援体制、法律の専門的な部分、知識などを含めたサポート体制がないと、養成だけでも増えないだろうということで、そのあたりを次の計画の中で体制を少しずつ作っていききたい。

○大崎委員

市民後見人の支援でいえば、今は推進センターが少ない職員の中で相当苦勞して対応されています。これから色々な後見が増えていくと思いますが、これを行政として支援を充実させるとなると、結局、人をしっかり配置して体制を組めるか、ということにつながっていくと思います。今のご説明は、予算枠についてはこれからしっかり確保していく、という表明と理解してよろしいでしょうか。

○東館地域生活支援担当部長

今申し上げた関係性の構築等のための取組については、次の戦略ビジョンアクションプランにおいて、新たな取組・事業ということで位置付けられております。

○大崎委員

私が申し上げた問題意識は、札幌市においても共有されているという理解でよろしいでしょうか。

○東館地域生活支援担当部長

仰るとおり、体制が十分とは言えないので、今申し上げた計画の中で、今までよりは、できる限り充実を図っていきたいと考えております。

<札幌市高齢者支援計画2024（案）>

○池田委員長

次は、札幌市高齢者支援計画2024（案）について、事務局から報告を受けます。どうぞよろしくお願いいたします。

○阿部地域包括ケア推進担当部長

高齢保健福祉部地域包括ケア推進担当部長の阿部でございます。札幌市高齢者支援計画2024（案）の概要についてご説明いたします。

はじめに「第1章 計画策定にあたって」ですが、本計画は、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を目指し、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に認知症施策推進計画を新たに加え、この3つの計画を一体的に策定することにより、高齢者施策の総合的な推進と円滑な実施を目指すものとしております。また、本計画は、札幌市の総合計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」における重要概念の1つであるウェルネスの推進に資する個別計画であり、かつ、ビジョンの基本的な方向に沿った高齢保健福祉分野の事業計画でもあります。計画期間は令和6年度から8年度までの3年間といたします。

次に「第2章 前計画の取組状況」ですが、現行の2021計画で設定した各指標の達成状況については、特に、社会参加や主体的な地域活動に参画する指標や介護予防活動を実践している、健康を自覚している高齢者の割合については目標値に達しておらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きいと考えられますため、本計画においては、アフターコロナにおける介護予防や健康づくり、社会参加のきっかけづくりなどについて積極的に取り組んでいく必要があると考えています。

続いて「第3章 高齢者を取り巻く現状と課題」です。8つに分けて整理いたしましたのでそれぞれ簡単にご説明いたします。

1点目の「高齢者人口や世帯などの状況」については、今後は高齢者の中でも特に75歳以上の後期高齢者が増えるため、増大する介護、支援ニーズに持続的に対応するサービスや支援体制の在り方を検討する必要があります。

2点目の「高齢者の心身の状況と活動状況」については、介護ニーズの高い高齢者の増加やコロナ禍が高齢者に与えた影響を鑑み、フレイル改善など介護予防活動のさらなる推進や、心身の活性化、生きがいに通じる社会参加の拡大が重要です。

3点目の「高齢者の生活と支援体制」については、孤立している高齢者や医療的ニーズの高い高齢者の増加を踏まえ、相談支援体制を強化するとともに、公的サービスのみならず、身近な地域でニーズに即したサービス提供や連携強化を図る必要があります。

4点目の「家族介護者の状況」については、介護者の高齢化や介護離職などの課題を踏まえ、介護の問題を家族だけで抱え込むことがないように、タイムリーに相談、支

援できる体制の強化が重要です。

5点目の「認知症高齢者の状況」については、今後認知症高齢者が急増することが見込まれるため、認知症に関する市民理解を進め、共生社会の推進に向けた取組を進めるとともに、認知症予防の情報提供や、個々のニーズに対応したサービスの提供体制の整備、サービスの質の向上を図る必要があります。

6点目の「要介護・要支援認定者と介護サービスの状況」については、要介護等高齢者の増加を見据え、持続可能な介護保険制度の運営に取り組む必要があり、適切なケアマネジメントによる要介護状態の悪化防止や、多様な手法による介護予防に取り組める、住民主体的な支え合いによる地域づくりが重要です。

7点目の「介護サービス提供事業者の状況」については、制度の根幹であるケアマネジメントや介護サービスの質の向上といった基盤整備と、サービスの担い手の発掘、業務の効率化といった人材確保を両輪として取組を進める必要があります。さらに、自然災害やコロナといった感染症流行に備え、平時からの事業者の体制整備も重要です。

8点目の「介護保険制度運営の現状と今後の展開」については、適切かつ自助・互助・共助・公助のバランスを考慮した持続可能な制度運営とともに、給付適正化やサービスの質の向上に取り組む必要があります。

次に、4章 「計画の基本目標」についてです。「いくつになっても 住み慣れた地域で 希望と生きがいを持って 自分らしく暮らし続けることができるまちづくり」を本計画の基本目標としました。

次に「第5章 施策の体系と展開」につきましても、5つの視点と13の施策に整理しました。

視点1「安心して住み続けられる生活環境の整備」は、施設サービスなど介護サービスの提供体制や住み慣れた地域で最期まで暮らし続けられる環境の整備、自然災害や感染症流行に対する平時からの備えといった方向性から、施策を3つ位置付けております。施策1「介護サービス等の充実」、施策2「高齢者が暮らしやすい環境づくり」、施策3「災害・感染症への備えの強化」といった取組を進めてまいります。

視点2「地域共生社会の実現に向けた支援体制の充実・連携強化」は、高齢者等に対する相談、支援体制の強化、高齢者の多様なニーズに対応できるよう、地域におけるサービスの提供主体の拡充と連携強化、家族介護者の介護負担の軽減を目指し、施

策4「相談・見守り体制の充実・強化」、施策5「支援機関の機能とネットワークの強化」について取り組めます。

視点3「高齢者がいつまでも自分らしく生活できる地域づくり」は、身近な地域で介護予防に取り組むことができるよう、介護予防の普及啓発の推進や、専門職と連携した効果的な介護予防活動の推進を図るとともに、高齢者が社会で役割を持って活躍できる環境整備などにより、健康寿命の延伸を目指します。施策としては3点あり、施策6「介護予防活動の推進」、施策7「高齢期の健康づくりと社会参加による健康寿命延伸」、施策8「生活支援の拡充」について取組を進めます。

視点4「認知症施策の推進」は、認知症施策推進計画として位置づける部分であり、認知症の方と家族等が安心して暮らせるよう、認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発、認知症の方の自立した日常・社会生活のためのバリアフリー化や地域における見守り体制の整備、認知症の方が生きがいや希望を持って暮らせるよう、社会参加の機会の確保や権利擁護、家族介護者を含めた早期相談・支援体制の充実強化といった適切な保健・医療・福祉・介護サービスを切れ目なく提供するネットワークの構築を目指します。施策としては3点位置付けており、施策9「認知症に対する市民理解の推進」、施策10「認知症の方と家族への支援体制の整備」、施策11「関係職員の資質向上及び医療と介護の連携強化・ネットワークの構築」といったこととなります。

視点5「超高齢社会においても持続可能な制度運営」につきましては、介護保険制度の根幹であるケアマネジメントや、各種介護保険サービスの質の向上に引き続き取り組み、公平、公正で安定的な介護保険制度の運営のため、担い手減少下においても介護サービスの質が維持できるよう、介護人材の確保・定着や介護現場の負担軽減を図ることを目指します。施策としては、施策12「安定的な介護保険サービスの提供と質の向上」、施策13「担い手の確保と業務効率化の推進」について取組を進めます。

なお、次期保険料や、保険料段階については、国から制度改正や介護報酬改定の詳細について示されておらず、現段階で申し上げることはできませんが、昨今の物価高など高齢者に対する経済負担などを鑑み、可能な限り上昇抑制に努めてまいります。市民の皆様へは12月から1月にかけて、パブリックコメントを実施し、2月の市長記者発表に併せて最終的な保険料等をお示しする予定としております。

説明は以上でございます。

○橋本委員

認知症基本法が6月に施行されてから、大分札幌市も認知症への取組が加速していると聞いています。来年度からはチームオレンジが動き出すということで、札幌市もいよいよ本腰を入れ始めたと思います。私は桑園地区で「オレンジ桑園」という取組をしており、ドクター4人と地域の有志、地域包括支援センター長等と一緒に活動しています。人口3万人くらいのところで動いており、3万人くらいだと動きやすいです。桑園のイオンやホームック等で企業職員向けの認知症サポーター養成講座を行ったり、企業(店舗)の中で認知症の方への対応で困っているだとか、買い物・会計などでの対応に困っているということも含めて、企業とタイアップしながら取り組んでいこうと考えています。

「認知症バリアフリー宣言」という言葉を皆さん聞いたことありますか。企業が認知症の人たちに対して優しい企業として取組をしている、または、職員の家族が認知症になったときに休暇を取りやすいとか介護しやすいといったことに取り組んでいると、企業が認知症バリアフリー宣言をすることができます。札幌では、全国的な損保の会社の北海道内支店が主で、他は数社がやっているだけです。もっと企業に働きかけた方が良くと思います。企業が認知症バリアフリー宣言をできるということはとても素晴らしいことだと考えます。それを札幌市がもっともっとバックアップをしてあげたら良いのではないのでしょうか。そのことだけでも地域が大きく変わる機会になると思います。一つひとつの地域のスーパーマーケットや銀行、郵便局など一つひとつがバリアフリー宣言をしてほしい。是非それを進めてほしいです。こないだ、桑園イオンで講演をした際、道庁の方が来ていて、認知症バリアフリー宣言について教えてもらったところでした。企業単位でもできますし、桑園イオンだけでもできます。是非こういったことを進めて、認知症の人に優しいまちに一歩でも二歩でも近づけてほしいです。

○阿部地域包括ケア推進担当部長

貴重なご意見ありがとうございました。札幌市においても、認知症に優しいまちづくりというのは今後非常に重要になると思います。地域の銀行、郵便局、スーパーなど、高齢者や家族の家族に関わる皆様にも認知症の知識をもっといただいて、認知症の方に住みやすいまちづくりの一翼を担っていただきたいと思いますので、どうい

形であれ、連携できるようこれから進めていきたいと思えます。

○池田委員長

まちづくりのとき、市民からの理解はもちろん大事ですが、認知症の方ご自身の声をできるだけ拾っていくことも重要です。認知症だと何もわからないと思われがちですが、色々な希望とかご意見をもっていらっしゃるということですので、札幌市でも是非そういった取組を進めていただきたい。

○阿部地域包括ケア推進担当部長

先ほど橋本委員が仰ったチームオレンジが、まさに認知症の方のニーズやご家族のニーズと支援者をマッチングさせて、認知症の方が何が足りなくて、何がしたいか、どのようにしたら日常生活がもっとご自身らしく送れるか、そういったニーズを踏まえて、チームでアプローチするという仕組みを、来年度、5つの区の地域包括支援センターでモデル的に進めていこうと考えております。「認知症になってもやさしいまちさっぽろ」ということで、認知症の方の声を実際に拾いながらその取組を進めてまいります。

○林(美)委員

私も橋本委員と同じくこの高齢者支援計画2024の検討委員の一人です。検討の中でよく意見があったのが、数を増やすということはもういらぬのではないか、ということでした。認知症サポーターは13万人も札幌にいますが、何年も前にその資格をとったまま放置されている方が大量にいらっしゃいます。そういった方々が次のステージ・段階に進んでいけるようにしてほしい、と意見したことを覚えています。

最初に説明を受けました地域福祉社会計画の話になってしまいますが、「支え合いながら地域で生活するための環境整備をしましょう」「災害時はボランティアにも活動していただきましょう」とあります。8年くらい前に、市内の大学の学生を災害時における避難所の福祉ボランティアにするという協定を札幌市と各大学が締結していました。私は当時、学生委員長をしていたので、素晴らしい協定だと思いましたが、新聞でも大きく取り上げられていました。ところがその後、平成30年に胆振東部地震が発生しましたが、各大学にはまったく学生ボランティアに対する声掛けがないまま

収束してしまいました。学生達は個々にそういった場所についてボランティアをしました、という声も聞きました。こういう計画は、事前に色々なことが取り組まれている中で、次の何年間かの計画を立てていくこととなりますが、過去に行われてきた「数的な充実」が色々あり、それをいかに「質的な充実」にもっていくかが勝負だと思います。この高齢者支援計画はそういったところの意見がすごくたくさん出ました。もっている資源をもう少しちゃんと活用してくれ、という意見が多くありました。そういった意味では、災害時のボランティアに関して、何らかの資源があったのにそれが活かされなかった過去を私自身も経験していることから、そういったことが他にもないかどうか、札幌市は常に認知していただきたいと思います。

○東館地域生活支援担当部長

ご意見ありがとうございます。仰った大学との災害ボランティア協定につきましては、いわゆる通常の避難所での避難生活が難しい介護度の高い方や障がいをお持ちの方は、福祉避難所、札幌市では二次避難所と呼んでいます。施設等の福祉避難所に避難いただくことになっております。しかしながら、大きな災害の場合、施設の職員の方にどこまで動いていただけるかが読めないこともあり、必要な場合には、福祉系や看護系の学生さんに、スタッフ・ボランティアとして活動していただくということで協定を結ばせていただきました。胆振東部地震の際、福祉避難所に避難された方は2名のみでした。高齢施設に1名、障がい者施設に1名です。学生さんにボランティアとして実際に施設にお越しただいて活動いただくまでに至らなかったというのが実態です。ただ、林委員の仰るとおり、それから数年が経過し、各大学との協定は生きていますが、学生さんは入れ替わってしまっていますし、災害が発生した際に同じように動いていただけるか難しい部分があると思います。コロナ対応でバタバタしており各大学と話をできておりませんでした。コロナ対応もある程度収まりましたので、改めて各大学とも協定について再確認させていただいたり、機能していただけるように、学生さんとの何らかの日頃からの関係性を改めて再構築させていただかなければならないと思っていたので、林委員が仰っていた部分について頑張っていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○池田委員長

大学側でも何かあれば活動したい学生がたくさんいますので、きっかけが大事だと思います。

○橋本委員

施策6のオーラルフレイル及び低栄養予防の推進についてです。オーラルフレイルになるとどうしても誤嚥を起こしたり、あまり食べられなくなってしまい低栄養になるということが、これからの超高齢社会の中で、在宅での生活の大きな阻害因子になると思います。できれば、オーラルフレイルを早く見つける方法を考えてもらいたいと思います。方法の一つとして、とくとか健診で嚥下障害の人を早く見つけるということがあると考えます。簡単なテストで、「水飲みテスト」というものがあります。3CCの水をどのように飲むかによって、どれくらい嚥下が落ちてきているかわかります。本当に簡単な検査です。とくとか健診の際にその簡単な検査をしていただくだけで、嚥下が悪いかどうか推測できるようになります。早く見つけられればオーラルフレイルの対策をとれるということにつながります。是非、とくとか健診をもっと有効利用して、オーラルフレイルを早く見つけてほしいと思います。よろしく願いいたします。

○阿部地域包括ケア推進担当部長

貴重なご意見ありがとうございました。札幌市としてもフレイル改善マネージャーという新しい専門職を地域包括支援センターに置きまして、要支援でもサービスを使っていない方々に電話がけをして、今の状況を把握し、その中で、フレイルの中でもオーラルフレイルの可能性がないかしっかりと聞き取ってリスクアセスメントし、必要な支援につなげることを考えております。また、健康状態に関して「フレイルではないか」というチェックも含め、いろんなリスクを皆さんご自身で把握してもらえるためのリーフレットを各所に置かせていただき、「皆さんがもしご心配であればこういうところにご相談ください」という普及啓発も進めてまいりたいと思います。

○橋本委員

できればとくとか健診をもっと活用してほしいです。よろしく願いいたします。

＜さっぽろ障がい者プラン2024（案）＞

○池田委員長

次は、さっぽろ障がい者プラン2024（案）について、事務局から報告を受けます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○成澤障がい保健福祉部長

保健福祉局障がい保健福祉部長の成澤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは私の方から「さっぽろ障がい者プラン2024（案）」につきまして、ご説明させていただきます。お手元のA3の概要資料を御覧ください。

まず、計画の位置付けでございますが、本計画は、障害者基本法に基づく2024年から2029年までの6年間の基本施策をまとめた計画と、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく2024年から2026年度までの3年間のサービス見込み量をまとめた計画になります。この三つの計画で構成されておりますが、これに加えまして、2018年以降、障がい福祉関連の法律が制定されており、障害者文化芸術活動推進法及び読書バリアフリー法に基づく推進計画としても位置付けを行い、本市の障がい者施策の全般的な基本計画として位置付けられるものです。

他計画との関係でございますが、本計画は、札幌市の最上位計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画に位置付けられるものであり、まちづくり戦略ビジョンにおけるまちづくりの重要概念の一つであるユニバーサル、つまり共生に資する計画として、計画を運用してまいります。地域福祉社会計画、高齢者支援計画と整合を取りながら進めてまいります。

次に障がい福祉を取り巻く現状でございますが、まず、国の動向として、現在のプランを策定したあと、2018年以降に先ほど紹介した二つの法律の他、様々な法制定や法改正がなされています。法制定では、2021年に医療的ケア児支援法が制定され、法改正では、同じく2021年に障害者差別解消法が改正され、来年度から民間事業者の障がいのある方への合理的配慮の法的義務化がなされる予定です。

資料の左下は、札幌市内の障がい者手帳の所持者数の推移をまとめたものを記載しております。札幌市の人口の約7%にあたる13万5千人が手帳を所持している状況です。2019年から2千人以上が増えております。内訳は書いておりませんが、知的障がい、精神障がいが増えております。右側のグラフは難病患者の状況をまとめたものです。こ

ちらも増加傾向となっております。

次に資料右上の2022年度に本計画の策定にあたり実施した実態調査の抜粋をご覧ください。スーパーなどの利用頻度が高い施設におけるハード面のバリアフリー化のニーズが高いこと、市民の障がい者に対する理解度に関しては高まっているとは言えない状況となっております。また、災害時に必要な支援を受けられるか不安に感じている方が多くなっております。障がい児の半数近くに差別を受けた経験があるという回答をいただいております。

次に、現計画の成果目標と進捗状況についてまとめております。全般的に障がいのある方の地域生活への移行などは比較的順調に推移している一方、成果目標にある障がいのある方に対する理解促進については、目標60%に到達していない、大変厳しい状況でございます。

このようなことを踏まえまして、新たな計画の体系を次でまとめております。新たな計画の基本理念は「障がいのある方もない方も誰もが互いにその個性や能力を認め合い、共生する社会の実現」とし、基本目標を3つ掲げております。土台となります基本目標1は、「あらゆる障壁をなくし、社会参加できる環境づくり」、基本目標2は「身近な地域で安心して暮らすことができる環境づくり」。基本目標3は「生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり」としております。

また、今回のプランから新たに重要課題として3つ挙げさせていただいております。1点目は「バリアフリー環境の整備と心のバリアフリーの普及啓発」でございます。2点目は「感染症拡大や災害発生時なども見据えた孤独・孤立対策」でございます。3点目は「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」でございます。これらに紐づく施策・取組については次の施策体系にまとめております。

さきほどご説明した基本理念・基本目標に関連する基本施策を10個紐づけております。そして、中央に記載しているものが基本施策を支える取組になっております。取組の中で、二重丸で数字を記載している箇所が6つあります。これは重点取組事項として設定しているものになります。二重丸の横にある数字は、資料左下の7成果目標とリンクしており、成果目標の達成に資する、あるいは今後、札幌市として特に力を入れていく必要があるものなどを重点取組としております。

いくつかご紹介しますと、「心のバリアフリー研修の実施」は、令和2年度から研修会を実施しておりまして、市民・企業を対象に、そして最近では親子を対象に実施

しております。コロナ禍でリモート開催が中心でしたが、今年度に入って対面で開催しています。幼少期からの心のバリアフリー、障がいのある方への理解促進を図っていかうということで、今回のプランの中で拡大・充実を図っていかうとするものです。

また、「ひきこもりや8050等の孤独・孤立問題への対応に向けた支援策の連携強化」については、地域福祉社会計画の説明でも若干触れておりますが、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、ひきこもり地域支援センター、生活就労支援センター等の相談支援機関同士の連携の取組をより一層深めまして、事例検討や合同出張会に取り組んでいかうというものです。

その横にあります「事業所の質の向上」については、札幌市の障がい福祉サービス事業所はかなり右肩上がりが増えてきています。特に障がい児デイサービス事業が増えており、こういった事業所の質を担保する、質の向上を図るということで、現在は要件を満たせば全て指定しておりますが、計画期間中に、公募制など選定方法を変え、より質の高い事業者が選定されるような仕組みを検討・実施していくこととしております。

最後にもう一つご紹介します。「札幌市医療的ケア児支援検討会における成人期への移行に係る検討」についてです。令和3年に医ケア児支援法ができましたが、対象は基本18歳未満になっています。当然医ケア児も18歳以上になりますので、18歳以上の支援について関係者とともに、このプランの期間中に必要な支援策の検討を進めていかうということで、重点取組項目として設定しております。

次に、成果目標についてです。基本的に国の基本指針を参考に設定しておりますが、成果目標6「障がいのある方に対する理解促進」については札幌市が独自に設定しております。具体的には心のバリアフリーを理解している方の割合を伸ばしていかうというものです。

最後に8番の「障害福祉サービス等の種類毎のサービス量見込み」についてです。こちらについても国の指針と札幌市の実績を加味し、次年度から3年間のサービス量見込みを設定しているものです。

障がい者プランについてのご説明は以上となります。

○橋本委員

1点ご相談させてください。医療的ケア児の話です。当病院に、医療的ケア児と移

行期に入った患者さんが300人くらい外来を受診し、一部はリハビリを行っています。今、医療的ケア児の主治医として名乗りをあげてくれているというか、市から選択されている医療機関は北海道医療センターのみです。北海道医療センターだけではパンク状態になっていると思います。お願いになりますが、コロナ禍においてそういった人たちが新型コロナウイルスに感染した場合、急性期病院に入院してしっかり治療を受けます。しかし、その次に行く場所がないのです。急性期病院で、例えば人工呼吸器をつけた医療的ケア児が治療を受けたとして、ある程度良くなったら次にどこに行くか、医療的ケア児を受け入れてくれる場所がないのです。当院も小児科がなく無理です。北海道医療センターだけにずっとおいておくわけにもいきません。そういう人たちの急性期治療が終わって、人工呼吸器をつけている方のリハビリをやるようなところが、場合によっては全身管理をやります、とういところがもう少し増えてくるとよいと思います。そういうところがあれば、北海道医療センターやほかの急性期病院も一時救急を受け入れやすくなります。当病院もそうですが、なかなか医療的ケア児を入院として受け入れる術がありません。できればそういう受け入れ先について、いくつかの病院があればよいと思いますので、ご検討してください。

○成澤障がい保健福祉部長

ご意見ありがとうございます。医療的ケア児については、関係者で会議を立ち上げており、様々な機関で課題等を話し合い、どのような方法が最適か、検討を進めているところです。今回いただいたご意見に関しても、こういった場合はどこの病院が対応可能か、というようなことも投げかけて検討を進めてまいります。是非またアドバイスをいただきたい。

○橋本委員

そうですね。できれば市全体でどうするかということ、大きな枠で考える必要があると思いますので、この場で発言させていただきました。どうぞよろしくお願いたします。

10 議題等 (6) (仮称) 共生社会推進条例の制定について

○池田委員長

次は、（仮称）共生社会推進条例について、事務局から報告を受けます。どうぞよろしく願いいたします。

○松原推進担当課長

まちづくり政策局ユニバーサル推進室推進担当課長の松原です。どうぞよろしく願いいたします。

資料7に基づき、検討を開始した（仮称）共生社会推進条例の制定についてご報告します。

まず、資料左側の「1 条例制定の背景・課題」についてです。(1)の「札幌市が抱える主な課題」について、福祉分野をはじめ、これまで札幌市では共生社会の実現に向けて様々な取組を進めてきたところですが、共生社会の実現に関する課題は、本当に多岐にわたると認識しています。ここでは、その中でも主な課題ということで、ご承知の部分も多いかと思いますが、6点を記載しています。

1点目は、札幌市の人口は減少局面を迎える中、2040年代には高齢者人口がピークとなり、全体の約4割を占めることが予想され、日常生活で制限を受ける方が増加することが見込まれること。2点目は、障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちであると思う人の割合は、市民全体にお聞きしているものですが、約3割と低い割合で推移していること。3点目は、職場や学校教育の場などの様々な場面における男女の平等意識が低いということ。4点目は、地域における多世代交流が重要と考える市民が少ないことが明らかになっており、地域意識が希薄化していること。5点目は、今後は在留資格の見直しなどにより、市内で暮らす外国人が増加していくことが予想され、支援が必要な外国人が増加する可能性があります。最後6点目は、「アイヌ民族について知っている」と答えた市民の割合は89%にとどまっていることとなります。

ここでは6点を挙げさせていただいておりますが、ユニバーサル社会実現推進法をはじめ、先ほどご説明ありました認知症基本法などの法整備も進んでいるところです。

続いて、(2)の「札幌市の動き」に移ります。これまで述べてきましたとおり、共生社会の実現に向けた課題が多様化・複雑化しているほか、昨今の価値観やライフスタイルの多様化、国や他自治体の動き等も踏まえまして、札幌市では、最上位計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（ビジョン編）」において、多様性と包摂

性のある都市を目指すことを掲げました。

また、まちづくりを進めていく上での重要概念の一つとして「ユニバーサル(共生)」を定め、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無等を問わず、「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会」(共生社会)を実現していくことを明記しました。

こうした状況を踏まえ、市長公約においても(仮称)共生社会推進条例の制定が掲げられ、条例制定に向けた検討を進めていくこととしています。

続いて、資料右側に移りまして、「2 条例の制定目的」についてです。札幌市が「多様性と包摂性のある都市」を目指していくためには、共生社会の実現が必要であります。これにあたっては、市民・事業者・行政の協働が不可欠であると考えられます。

また、この協働を促していくためには、それぞれが異なる方向性の下で取組を進めていくことのないよう、共生社会の実現に向けた基本理念等を共有した上で、連携しながら、それぞれの立場の中で取組を進めていくことが重要であります。

そこで、共生社会の実現の推進に関し、基本理念を定めるほか、市の責務、市民・事業者それぞれの関わり方・役割を明らかにするとともに、市が推進していく各施策の基本事項を定めることなどにより、市民・事業者・行政が一体となって取組を進める、その拠り所となる規範を定めることを目的として、条例制定を目指しています。

最後に、資料右下の「3 今後のスケジュール」についてです。条例の検討は、表に記載のとおり、11月8日に設置しました「札幌市ユニバーサル推進検討委員会」、これは本日もご参加いただいている浅香委員ほか、公募委員2名も含めた14名で構成される委員会です。この検討委員会を中心に今後検討を進めてまいります。この検討委員会でご議論いただき、令和6年秋頃を予定しておりますが、社会福祉審議会において改めてご意見をお伺いしたいと考えております。

なお、本資料には記載しておりませんが、市の他の附属機関等においても随時ご意見を頂戴する予定です。また、令和6年度の春から夏にかけて、別途、当事者を含む市民の声を伺う機会ということで、市民参加のワークショップを開催していきたいと考えているところです。その後の冬にはパブリックコメントを実施する予定です。

こうした様々な機会を通じまして、当事者を含む市民の皆さま、企業の皆様から丁寧な意見聴取を行いながら、条例の検討を進めてまいりたいと考えております。皆様

におかれましては、ご理解とご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

私からのご説明は以上になります。

○橋本委員

これから、数字的に若年性の軽症の認知症の方が少し増えると思います。なぜかと言うと、エーザイの薬が国に許可され、この治療が始まります。これは、認知症のごく軽症の方にしか使えない薬です。治療薬が出ると「自分もそうかも・・・」と不安に思い検査を希望することになると思います。その中の何%かは認知症の診断がつくのだと思います。認知症の人たちと私たちは共に地域で生活します。当事者の声を是非しっかり受け止めてください。

○松原推進担当課長

認知症の方々との共生という部分で、認知症の方もターゲットに入っています。

○橋本委員

ありがとうございます。皆さん、認知症の定義をご存知でしょうか。認知症の診断基準は、記憶障害など何らかの高次機能障害があつて、日常生活や社会生活で困ることがあつて初めて認知症と病名がつきます。アルツハイマー病は認知症になる10年以上前からゆっくり進行しています。社会生活・日常生活で困る、障害がある、ということで初めてアルツハイマー型認知症という病名がつくということをご理解ください。認知症は診断された時点で障がい者です。進行性の障がいです。共生社会では、先ほど申し上げた若年性を含めて、軽度の認知症の方が地域生活の表に出てくることとなります。認知症の方々をどのように地域でみていくかが、問われます。

○松原推進担当課長

ご意見ありがとうございました。

○林(美)委員

これから条例を検討していくとのことですので、これからの可能性をもっているということで発言させていただきます。札幌市が抱える主な課題が1から6まで並んで

います。しかし、これらを並列で捉えるのはいかなものかと考えます。

③の男女の格差という部分です。東京の大学の三浦まり氏が、都道府県別に男女格差を数値化したときに、北海道は、例えば教育、行政、経済においても、47都道府県の中で47位です。ということを考えますと、この問題は北海道にとってとても根深い問題だと言えます。では札幌市はどうかと言う視点で、同じようにいくらでも数値化できますので、それを見ますと、北海道がその状況であるならば、札幌市だけがその状況から逃れているとはとても思えません。

高齢者の問題は、やはり男女の格差がとても影響しておりますし、障がい者にも男女の格差が関係しております。あるいは、アイヌ民族の中でも、アイヌ民族の女性は民族としての差別だけではなく、民族内の女性への差別もあり、二重の差別に苦しんでいるという声も聞きます。外国人にしても、そうなのかもしれません。そう考えると、このように並列して、とても大きい問題である男女の格差を並べるのではなく、全てに通底するものとしてこの部分は扱っていただきたい、とある委員会の委員が発言していたと是非伝えていただきたい。行政のこういったものは同じ形で羅列してしまうことが多いと思いますが、その濃淡は随分違っています。今、深刻な課題を抱える女性のための支援法ができました。女性、つまりジェンダーをめぐる第二の法律となります。DV防止法が第一の法律です。そしてこの第二の法律ができたことで、この部分に対する対策を前のめりでやっておかないと、大変なことになってしまうと考えております。そういう意味では、共生社会推進条例の中に、男女の格差の部分を通底する問題として扱い直していただければとても進歩的なものができるのではないかと考えています。よろしくお願いいたします。

○松原推進担当課長

ご意見ありがとうございます。先週第一回のユニバーサル推進検討委員会を開催し、その中でも、差別や課題というのはばらばらにあるのではなく、べん図で言うと重なっているものであるような、二重の差別を受けている方もいらっしゃるというお話いただきました。我々の資料の作り方がそういった形で誤解を生じているのであれば大変恐縮ですが、それぞれが重なりあって連携していく課題だとは認識しておりますので、これからの議論の中では、そういったことも十分踏まえまして進めていきたいと考えております。ありがとうございました。

○池田委員長

これからということで、様々な意見を反映させる機会があるようですので、どんどん市の方へ伝えていければと思います。

11 議題等 (7) その他

○池田委員長

最後になりますが、議題等の「その他」について、事務局からお願いいたします。

○東館地域生活支援担当部長

地域生活支援担当部長の東館です。地域福祉活動専門分科会に関して一点ご報告をさせていただきます。

札幌市と社会福祉協議会が協働で実施している「福祉除雪事業」についてでございます。この事業は、戸建て住宅にお住まいの、自力で除雪が困難な高齢者や障がいのある方で構成されている世帯を対象に、地域の協力員のお力をお借りして、道路に面した出入口部分等の除雪を実施する事業です。昨年度実績で6000を超える世帯に利用されております。

本事業につきまして、平成15年から本格的に実施されておりますが、高齢化の進行に伴い利用者は増加を続け、とりわけ一昨年の大雪の影響を受け、昨年度は利用申込者が急増し、制度開始以降初めて申込者と地域協力員のマッチングができないという事例が市内で数件発生いたしました。

こういった状況を踏まえまして、現在、協力員の確保に向け、建設や土木等の業界団体を通じた関係企業への呼びかけや、市内中学校の全生徒への呼びかけ、新聞広告や宅配フリーペーパーへの協力員募集記事の掲載など、広報活動の強化に取り組んでいるところでございますが、制度の開始から20年が経過する中で、この間の社会構造の変化等も踏まえながら、今後も持続可能な制度としていくために、様々な観点から制度の検証が必要と考えております。

福祉除雪事業の立ち上げに際しましては「札幌市の福祉除雪を考える市民委員会」において議論されておりましたが、その委員会は平成26年3月をもって廃止となっており、以降、福祉除雪事業に関して検討が必要となった場合は、札幌市社会福祉審議

会地域福祉活動専門分科会にてご意見をいただくという位置づけとされております。つきましては、今後、地域福祉活動専門分科会の開催をお願いしたいと考えてございます。

制度の検証については令和6年度中を目途に進めたいと考えており、今年度中は初回の分科会を開催し、まずは事業の現状、課題等について委員の皆様にご説明・ご報告をさせていただくことを想定しております。日程などの詳細につきましては、調整の上、別途、地域福祉活動専門分科会委員の皆様へご案内させていただきたいと考えております。何卒よろしく願いいたします。

ご報告事項は以上です。

○池田委員長

ありがとうございました。

最後に、全体を通して何かご質問やご意見はございませんでしょうか。

(発言なし)

○池田委員長

以上をもちまして、本日の議事をすべて終了いたしました。

皆様、本日は円滑な議事運営にご協力いただきありがとうございました。

本日の札幌市社会福祉審議会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。